



ウォーキングロード整備予定の大北川堤防（解説は15ページ）

### 主な記事の内容

- 6月議会常任委員会 **2**～**7**
- 一般質問 **8**～**10**
- 第1回臨時会審議結果、賛否のわかれた議案、全員協議会、他 **11**
- 定例会審議結果、賛否のわかれた議案、請願・陳情の審査結果、令和3年度請願3「議会だより」No.99号の記事に対する謝罪と訂正、全員協議会、討論、特別委員会、意見書の提出、一般会計補正予算、表紙解説 **12**～**15**
- 五浦美術館、編集後記、9月議会日程 **16**



議会だよりQRコード

会期中にそれぞれ委員会を開催し、委員会に付託された議案の審査を行いました。

また、委員会の分掌に関する事項についても質疑を行っています。ここでは、委員会での質疑の一部を紹介します。

## 産業建設委員会

6月10日に開催され、付託された議案3件を審査しました。その他の事項についても質疑を行いました。

### 市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

答 市営下桜井団地の戸数を16から15へ改めます。対象の木造一戸建住宅は昭和41年建造、すでに公営住宅法による耐用年数30年が経過しており、老朽化による解体に伴う戸数減です。

問 市営住宅団地のメンテナンスの予定を伺う。

答 今年度は、神岡団地9号棟の塗装などを予定し、その後は、市営白場団地1棟を計画しています。

### 一般会計補正予算について

問 土木費のウォーキングロード整備事業について伺う。

答 整備工事設計委託料として400万円を計上しています。

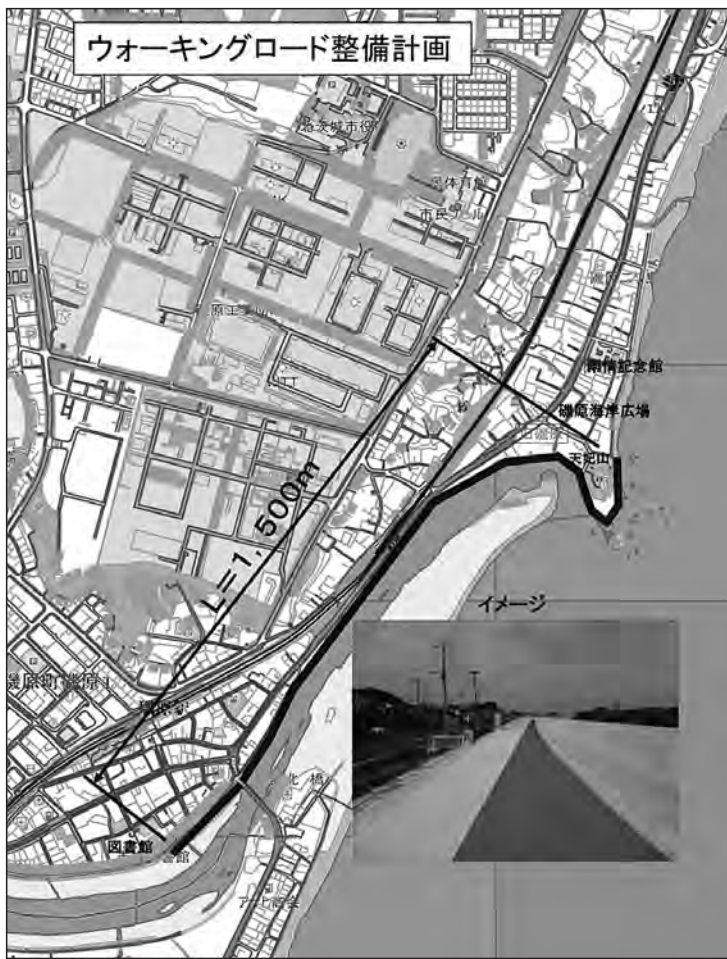
新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、市民の健康づくりを目的とし整備します。市立図書館から天妃山までの1.5kmで、完成は、来年3月を予定しています。

問 今後のサイクリングロード整備との兼ね合い、また維持管理について伺う。

答 まだサイクリングロードの計画はありません。ウォーキング者を対象とした整備であり、堤防沿いに2m幅のゴムチップを予定しています。その部分を市が管理し、安全設備は河川管理者である県と協議し、適宜設置します。

問 大北橋周辺の国道を横断する際の危険回避の対策を伺う。

答 急カーブで交通量の多い場所です。国、県と連携・協議し、歩道橋を利用するなど、安全最優先の対策を検討します。



### 土地改良事業について

地区名	工事	受益面積 (ha)	概算事業費 (千円)	完了年度
和久地区	排水路改良工事	2.5	8,000	令和5年度
石岡地区	用水路改良工事	1.0	11,000	令和6年度
上相田地区	用水路改良工事	7.5	9,000	令和6年度
木皿地区	用水路改良工事	10.0	4,000	令和4年度
小豆畑地区	農道整備工事	5.0	2,000	令和4年度
神岡下地区	用水路改良工事	2.0	4,000	令和4年度
谷津地区	用水路改良工事	2.9	6,000	令和5年度

今年度実施の事業です。  
なお、農道整備事業の他は、地元負担率は5%です。

### 下水道工事について

答 本年度は、管渠工事が3件、対象地域は磯原2・3丁目、6・7月中に入札予定です。

その他には、昨年度管渠工事を行った路線の舗装本復旧工事を5月中に入札を終え、また施設設備の更新などを予定しています。接続を示す水洗化率は昨年度末で76・81%です。

要望 工事の最初の説明をうけた所有者が変更になる場合など、改めて説明し、理解を得るよう要望。





## 文教厚生委員会

6月13日に開催され、付託された議案3件、継続議案1件を審査し、その他についても質疑を行いました。

また、17日に追加議案1件を審査しました。

### 専決処分について

**答** 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行うため、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するための補正です。支給対象者は、低所得のひとり親世帯700人、その他の低所得の子育て世帯345人で、給付金額は5225万円、事務費が388万円の補正増です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業で、4回目接種の実施に伴い、集団接種などに係る接種券作成電算処理委託料及び接種会場用器具等借上料などに要する経費として1147万5千円の補正です。

### 国民健康保険税条例及び介護保険条例の一部を改正する条例について

**答** 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免に係る特例措置について、令和4年度においても延長するため、各条例の一部を改正するものです。

**問** 過年度の減免実績について伺う。

**答** 国保税では、2年度95件、120万9300円。3年度18件、376万3400円です。介護保険料では、2年度1件、5万3400円。3年度4件、23万4300円です。

### ウクライナ避難民の受入れについて

**問** 受入れ体制の構築状況について伺う。

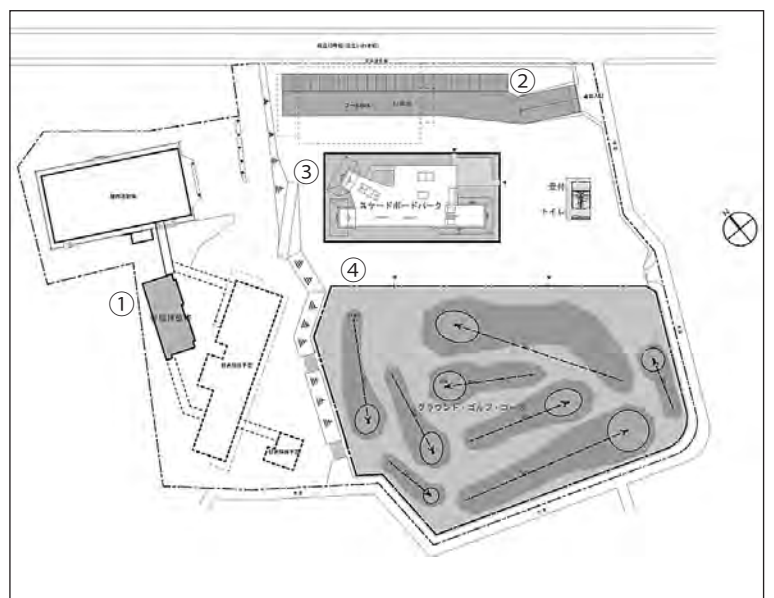
**答** 総務課危機管理室が中心となり、受入れのためのパッケージを作成しています。全庁的、包括的に対応するよう進めています。詳細は、各担当課で可能なところを模索しています。

教育面では、子どもへの学習機会を提供する観点から、就学支援制度の活用を考えています。

**要望** すでに、県から受入れについての要請があったと聞いているので、一日も早く受入れ体制の構築を図るよう要望する。

(仮称) 旧華川中学校スポーツパーク整備事業計画案

- ①管理棟
- ②駐車場
- ③スケートボード場
- ④グラウンドゴルフ場



### 一般会計補正予算について

**答** 教育費体育施設費で、(仮称)旧華川中学校スポーツパーク整備事業の設計委託料として500万円の補正増です。これは、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、市民の健康づくりの機会の確保及び世代間交流を促進するための環境整備として、旧華川中学校跡地を活用し、スケートボード場及びグラウンドゴルフ場などを整備するための設計委託料です。

### 中学校スポーツ部活動の地域移行について

**問** 現在の状況について伺う。

**答** スポーツ庁の有識者会議は6月6日、公立中学校の運動部活動の目指す姿をまとめた提言をスポーツ庁長官に示しました。5年度から7年度末までの3年間をめどに、休日の運動部活動から段階的に地域移行するよう提言しています。

当市では、来年度から準備期間と位置づけ、7年度末には休日の運動部活動の地域移行に向けて、



検討を進めています。

**問** 都市部と地方の格差、例えば指導者の確保の見込みについて伺う。

**答** 市内の大学と連携したり、新たに指導者を雇用し確保する市もあります。当市においては、現在の人材だけで、市内全ての中学校をカバーするのは困難と考えています。また、生徒の減少のため、部活動が単独校では成り立たない現状にある中で、どう地域移行を進めていくかも課題です。

**問** 金銭的負担が生じると聞いているが、その対応と保護者からの意見はないのか伺う。

**答** 休日の部活動の費用負担は、参加者負担が原則です。経済的に困窮している家庭への公的支援などが課題です。これについては、県・市と緊密に連携しながら進めていきます。

現在、保護者からの意見などはありませんが、その都度、真摯に受け止め、より良い方向に進めるよう協議していきます。

**問** 成績至上主義や先生との絆が失われる恐れを危惧する声があるがいかがか。

**答** 部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるとの定義があります。地域に移行しても、目的は変わらないため、

その狙いに沿って実践されるべきと考えています。したがって、成績優先、勝利至上主義にならないよう、市教育委員会が、地域移行を進めるため設置予定の「事務局」と連携し、指導者への指導、監督に努めていきたいと考えています。

**問** 文科系の部活動の地域移行について伺う。

**答** 今般のスポーツ庁の提言は、運動系でしたが、将来は、文科系部活動も関わってくるものと考えています。

**問** 部活動への任意加入は認められるのか伺う。

**答** 部活動加入は希望加入です。実際は全員加入していますが、地域移行後も希望加入の原則は、変わらないものと考えています。

**要望** 休日の部活動移行後は、平日の部活動も移行を進めると聞いているので、3年間の準備期間中に、保護者の意向を十分聞いて、まずは、保護者や生徒たちを中心とした制度設計、そして移行を進めるよう要望する。

### 公民館の活動について

**問** コロナ禍前後の利用状況について伺う。

**答** 令和元年度1945団体、4万983人。2年度1186団体、

1万9016人。3年度1425団体、2万3084人。4年度の4月・5月は月に140団体、2300人程度です。

コロナ禍のため、移動教室や公民館まつりを中止していましたが、今年度は再開する予定ですので、さらに利用者の増加が見込めると考えています。

**問** 社会福祉協議会や各種団体との連携を密にし、利用を図るべきと考えるがいかがか。また、もつと魅力ある活動を開設すべきと思うがいかがか。

**答** 各公民館では、麻雀や民謡など、それぞれ魅力ある活動を行っています。今後も、公民館活動に参加して良かったと言われるような活動を実施していきます。

### GIGAスクール構想について

**問** 現在、各学校で課題となっていることについて伺う。

**答** 機器などの本格的な活用は昨年途中からであり、現在も思考錯誤しながら、バージョンアップしているところでは、その中で、デジタル教科書の導入の影響もあり、機器の速度が遅くなるという声が聞こえています。スペックの高い機器を用意しているので、関係課と連携し対処していきます。

機器の交換については、リース契約が、8年2月までとなつていきますので、近隣市の状況や現場の意見を聞いて、次回の契約にいかします。

### 郷土愛を醸成する教育について

**問** 郷土愛教育の現状について伺う。

**答** 民間の都道府県魅力度ランキング調査で茨城県は最下位という結果でした。

県では、郷土を愛し、協力し合う心を育てることを目標にしています。当市でも、郷土愛教育の充実を図ることを目標に掲げて行っています。

具体的には、①郷土愛の理解を深め、郷土愛を育む教育を推進するための手引書として「輝く北茨城」を作成し、社会科授業などでの活用、②郷土の自然や文化に触れることを通し、伝統行事、伝統工芸、文化財などを理解し、地域を素材とした体験活動の推進、③地域の活動や行事に積極的に参加し、人々とのふれあいを通して地域の理解を深め、感謝と思いやりの心の育成、以上3点の目標を掲げ、郷土愛教育を推進しています。

## 総務委員会

6月14日に開催され、付託された議案3件を審査し、その他の質問についても質疑を行いました。

### 専決処分について

答 新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金事業費を計上するとともに、ワクチン接種に要する経費を増額するものです。

### 市税条例等の一部を改正する条例について

答 地方税等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正するものです。

個人住民税関係において、金融所得課税の公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、所要の改正を行うものです。

また所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことから、個人住民税においても、令和7年までの4年間、特例を延長するものです。

### 一般会計補正予算について

答 主に、ウォーキングロード整備事業及び（仮称）旧華川中学校スポーツパーク整備事業に係る設計委託料を計上するとともに、ウクライナからの避難民を支援するため、当市滞在を希望する避難民の受入れに要する経費を計上するものです。

### 旧磯原中学校跡地について

問 公売する場合の計画について伺う。

答 現在、教育財産となっており、普通財産への所管替えをし、関係機関との協議が必要です。周辺に民家が立ち並び、住宅に適した環境であることから子育て支援を考慮した住宅地などを想定していますが、開発地の設定方法については今後さらに検討していきます。

### UGBATORION

問 現在の対応と今後の取組みについて伺う。

答 現在策定中の第4次男女共同参画プランの中で検討していきます。

問 パートナーシップ制度について伺う。

答 必要に応じて検討していきます。

### データセンターについて

問 誘致について伺う。

答 雨情の里スポーツ広場を候補地としており、工業団地としての利用を検討しています。

一般的な工業団地の開発とは違い、市有地であることで土地の取得費用も要せず、基本的に土地の造成の必要もないなど、市の財政的負担やリスクが極めて低いものと考えられることから、データセンターの誘致を念頭に進めています。

問 国の考え方について伺う。

答 今後デジタル社会が加速していくことから、人々が生活する上で必要なあらゆるサービスのデータは重要になります。

現在の需要が首都圏に集中していることから、災害時や非常時など危険であり、リスク回避の観点からも、国は地方分散立地を推進しているものです。

問 当市に立地進出したいのか、誘致しているのか伺う。

答 事業者としては首都圏が一番都合が良いということで集積されています。

大容量で機密性の高い情報であり、通信速度や電力量の問題などから、高額な設備投資費用などを要するため、国が民間企業へ補助

し、地方への分散立地を推進しようとしています。

それへの誘致活動を念頭に事前の準備調査などを進めています。

### 節電について

問 市庁舎の電力削減対策、対応について伺う。

答 夏の市庁舎の空調管理については16時で冷房を停止しています。また運転の目安としては、外気温が28℃以下の場合、比較的市民の出入りが少ない2階から4階フロアの冷房を停止するなど、これまでも節電に努めています。

電力需給ひっ迫の対応策としては、冷房停止時刻の前倒し、または全面停止、照明の一部消灯やLEDへの変更など状況に応じ今後も対応していきます。

問 市民向けの節電アピールについて伺う。

答 2017年度以降最も厳しい見通しとされています。市民に対してはHPなどで、この夏の電力ひっ迫の見通しなどを含め、節電対応のお願いをし、防災行政無線や防災メールなどで節電の協力要請をしていきます。

## マイタイムライン、防災タイムライン作成について

**問** マイタイムライン作成講座の実績と参加人数について伺う。

**答** これまで、中妻・上桜井・下桜井、3地区の自主防災組織で実施し、約50名が参加しています。

今後は、河川の浸水想定区域となる地区での講座の開催を予定しています。

**問** 防災タイムライン計画の詳細について伺う。

**答** 市が作成する防災タイムラインについては、台風や大雨などの風水害を想定した市の対応を、時系列に整理した防災行動計画となっています。地域防災計画の中でも行動計画を示しています。職員だけではなく市民も見てわかるように、市民が作成するマイタイムラインと連動するため、それらを紐づけするものです。

**要望** 防災意識を高めるためにも、また逃げ遅れないためにも、沿岸部の津波や土砂災害危険地域なども含めた講座を開催し参加を促し、マイタイムラインの作成推進を要望する。

## 街路灯について

**問** 移管について伺う。

**答** 今回の街路灯の移管については、区や常会による維持管理の負担軽減とLED化による脱炭素社会に向けた取組みを目的としています。

**問** 5月に区長・常会長あてに送付された移管希望調査の回答はどれくらいあるのか伺う。

**答** 市が把握している総数は992灯ですが、6月13日現在、40団体で207灯です。

**問** 移管の完了する見通しはどれくらいか伺う。

**答** 移管については今年度内を予定しており、合わせてLED化も進めていく予定です。

## 危機管理室について

**問** 役割について基本的な考えを伺う。

**答** 近年の異常気象、自然災害の頻発、新たに現れる危機管理事案に鑑みて、広範囲にわたり市民の生活に影響を及ぼす危機管理事案対応の総括的な役割を担うため、本年度創設しました。これまでも地域防災計画などを指針として防災危機管理をしてきました。今更以上行動計画を明確にし、さまざまな危機に対し迅速な初動体制、情報の収集、関係部署との連携を強化しながら災害などを最小

限にする体制強化に努めていきます。

**問** 市民に対する取組みと今後の計画について伺う。

**答** 行政の力だけでは当然危機に対応することができません、危機を最小限にするためには有事に対し、行政のみならず市民一人ひとりの意識向上が必要と考えています。そのために、個人の防災行動計画であるマイタイムラインの普及のほか、地域における自主防災組織の強化、児童生徒を含めた市民への防災講話の開設などを実施します。また、市民参加型の防災訓練の実施も予定しています。

## 財政について

**問** 財政の経常経費収支比率の推移と現況について伺う。

**答** 2年度は96・6%で、現在県内2番目と高い数値です。今後の財政運営での経常収支の改善策が必要であると考えています。

**問** 過去10年間の推移から今後の財政運営について伺う。

**答** 経常収支比率は年々悪化をたどっている状況であり、今後とも財政を引き締めていきます。具体的には歳入の確保を徹底するとともに、歳出については事務事業の見直し、徹底した合理化、経費の

削減・廃止を含めた抜本的な改善、これらが今後必要になります。

4年度の予算編成方針の中でも示した通り、限られた財源の中で健全な財政運営を持続させるために、既存の事務事業についても必要性、有効性などを厳しく検証し、更なる創意工夫により経費の縮減をはかっていきます。

**問** さらなる行財政改革が必要と思うが、現在の状況、考え方を伺う。

**答** 基本方針として健全な財政運営の推進、効率的な行政運営の推進、そして、市民と共に進むまちづくりを進めてきました。

社会経済が発展する中でさまざまな施策や事業を実施してきましたが、さらなる人口減少、高齢化など、懸念される問題が多々あります。

今後、行革は重要であり、時代の変化や社会ニーズなどを把握しながら、自主財源の確保はもとより、市税徴収率の向上や職員定数の適正化、補助金の見直しなどを行的確な経営を行っていきます。



## 旧華川中学校跡地活用とデジタル教科書について

柴田 キクエ

## 旧華川中学校跡地利用について

問 活用について伺う。

教育部長 耐震化の図られた既存の屋内運動場と併せて、子どもから高齢者まで生涯スポーツとして定着しているグラウンドゴルフ、またスケートボードを楽しめる(仮称)旧華川中学校スポーツパークとして整備します。

## デジタル教科書について

問 現状について伺う。

教育部長 小学校5・6年生及び中学校全学年を対象に、英語と各学校が選択した1教科のデジタル教科書が提供されました。現在、各小中学校においては、「学校教育法に規定する教材の使用について定める件」を遵守して授業実践しています。

問 問題点について伺う。

教育部長 教師自身がデジタル教科書の活用について、より効果的な指導方法を身につけることや、長時間の使用により、児童生徒の健康に与える影響を懸念するところです。

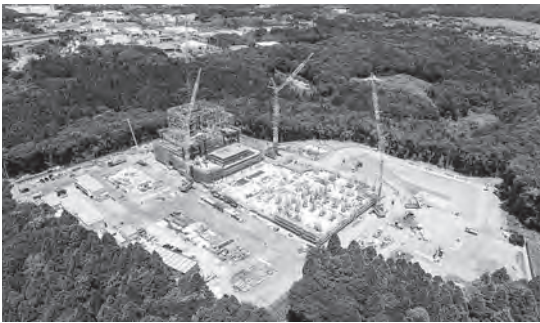
問 インターネットなどで、不適切な活用があるか伺う。

教育部長 不適切な活用をしないよう、パソコンの適切な利活用、特に情報リテラシーについて、未然防止も含めて、現在、指導しています。

## 新清掃センターについて

問 進捗状況について伺う。

環境産業部長 令和3年5月から、杭打ち工事を開始し、焼却施設部分の鉄



新清掃センター現況(令和4年7月撮影)

骨組立工事が終了しました。5年4月からのごみ受入れに向け、整備を進めています。

問 リサイクル資材を利用した遊歩道について伺う。

環境産業部長 通常廃棄物となる廃タイヤ、ガラスカレット、瓦などを原料にしたリサイクル材を使用した約1.5kmの遊歩道を整備します。また、この遊歩道には、廃棄物からリサイクル材ができるまでの工程や、健全な森林の役割などを学ぶことができる看板を設置するなど、散策をしながら資源循環の必要性や地球温暖化防止について学べるものとしていきます。

今後は、子どもたちが遊びながら自然の大切さを実感できる緑の杜の公園を目指して、整備を進めていきます。

## ヤングケアラー支援について

蛭田 千香子

問 ヤングケアラーの概念の認識について伺う。

市民福祉部長 ヤングケアラーは、介護や看護といった日常生活上の世話を必要とする家族などがある場合に、本来であれば享受できるはずの子どもとしての時間を引き換えにして、これらの方のケアを大人に代わって引き受けている18歳未満の子どもを指します。

問 学校現場での実態把握や子どもたちからのSOSの把握について伺う。

教育部長 ヤングケアラーの問題は、児童生徒の学校生活に重大な支障を招きかねません。学校では、ヤングケアラーを含め、児童生徒が抱えているさまざまな悩みや不安について定期的・臨時的に「生活アンケート調査」を行い、早期発見・早期対応に努めています。

スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などによる教育相談の機会を設定し、児童生徒の悩みや不安に関する積極的な情報収集に努めています。さらには、教員が児童生徒との日常の関わりの中で得た情報について、教員全体で問題を共有し、迅速かつ組織的な対応につなげていきます。他に、児童生徒に対してSOSを発信する方法について学ぶ機会を設けたり、悩み事の相談窓口を周知したりして、児童生徒が一人で問題を抱え込まないよう努めています。

要望 SSWの増員を要望します。

問 市としての支援策について伺う。

市民福祉部長 市では、これまで児童相談所、警察、民生委員など、児童福祉に関するさまざまな関係者により構成されている要保護児童対策地域協議会を組織して、虐待を受けている子どもたちなどの早期発見や適切な保護に努めてきました。ヤングケアラーの事を把握した場合も、このようなネットワークを活用し、関係機関に配置された専門職との連携を図り、個々の事案に応じて必要な支援を検討し、問題の解決に取り組んでいきます。

問 広報について伺う。

市民福祉部長 ヤングケアラーの認知度が高い人ほど具体的な行動に結びつきやすいとの結果があり、当事者を含めて、社会全体の認知度を向上させることが必要です。今後、子どもたちにとって最も身近な相談窓口である学校との連携を図りながら、さまざまな広報媒体などを通じて、市民への周知を図ります。

## 物価高騰から市民を守る支援について

問 原油価格や物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減について伺う。

環境産業部長 物価高騰などによる影響を緩和するため、市内の全事業者を対象に、こういった支援が効果的なのか、制度設計している段階です。



## 生活保護行政の現況と防犯灯の移管について

鈴木康子

**問** コロナ感染症のまん延で生活困窮者が激増し、生活保護制度の運用が問われるが、保護の世帯数、相談件数などはいかがか。

**市民福祉部長** 令和元年度300世帯、2年度311世帯、3年度は同じく311世帯です。3年度の相談は127件、申請は48件、生活保護の開始は32件で、廃止は31件です。

**問** 生活保護の相談や申請は市民にとって敷居が高い、その理由として親族に知られる「扶養義務調査」がある。当市の対応はいかがか。

**市民福祉部長** 昨年2月26日付、厚生労働省の事務連絡で、扶養義務が期待できない者の判断基準が緩和され、この通知に基づき適正に対応しています。

**問** 担当の体制と職員研修はいかがか。

**市民福祉部長** 査察指導員が1名、ケースワーカーが4名、経理担当が1名で、計6名。ケースワーカー1名あたり平均77件です。

外部研修は、全国や県の研修会などに参加。内部研修は、生活保護手帳及び別冊問答集、茨城県問答集や東京都問答集も参考にし、事例検討をしています。また、県北地区の研修会では周辺地域の状況を確認しています。

**問** 生活保護制度の周知は、困窮者ばかりでなく、市政が市民に寄り添うこととの表れでもある。相談者への説明はいかがか。

**市民福祉部長** 相談では、県作成の「生活保護のしおり」にそい、制度の説明を丁寧に行っています。

要望「『しおり』に「扶養義務調査」の変更を記載するよう求める。さらに、市民感情で生活保護への忌避感がぬぐえない中、国の指導や「生活保護は権利です」とポスターを作り、広報している自治体もある。当市でも、積極的な周知を要望する。

### 防犯灯への移管について

**問** 防犯灯・街路灯の件数を伺う。

**市長公室長** 3年度末時点で、市管理の防犯灯は4104灯、区・常会管理の街路灯は992灯です。

**問** 現行の支援策を伺う。

**市長公室長** 電気料金の約30%を助成、昨年度実績は992灯に約100万円です。また、新設または既存の蛍光灯のLED化工事費の半額を助成、昨年度実績は157灯に約176万円です。

**問** 今回の街路灯を防犯灯に移管する事業での「公共性」の判断を伺う。

**市長公室長** 営利目的や個人のみ利用を除外する趣旨ですが、「公共性のあるもの」の具体的な定義は難しいと考え、現地確認のうえ、区・常会とよく相談・協議し、判断します。

要望 機械的に切り捨てることなく、常会や住民に丁寧に対応することを要望する。

(他に、学校給食センターの体制と設備トラブルについて質問)

## デジタル社会の実現に向けた取組みについて

今井路江

**問** デジタル社会について伺う。

**市長公室長** 急速な少子高齢化の進行への対応など、地域や社会が直面する課題を解決する上でデジタル社会の形成が極めて重要であるとの認識の下、

国においては、昨年9月にデジタル社会形成実現に向けて、新たに「デジタル庁」が設置されたところであり、また現在、「デジタル田園都市国家構想」が岸田内閣の最重要施策として掲げられており、デジタル実装を通じて、地域社会の課題解決、魅力向上の取組みをより高度・効率的に推進していく方針が打ち出されています。

当市においても、そうした国の方針を踏まえ、行政の効率化、市民の利便性の向上、地域課題の解決などを図るためのデジタル化を推進していくことにより、誰もがデジタルの恩恵を享受できる社会の実現を目指していくことが極めて重要であると認識しており、市としても、今後、そうした取組みの積極的な推進を図っていきます。

**問** 当市が目指すデジタル化の推進と計画的な取組みについて伺う。

**市長公室長** デジタル化の推進については、国が策定した「自治体DX推進計画」において、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進などについて、

各自治体が重点的に取り組むことを求められています。また、そうした自治体の業務に対するDXの取組みと併せて、

地域社会のデジタル化やデジタルデバイス対策についても取り組むべきこととされています。

当市においても、こうした国の方針を踏まえ、これまでに子育てなどに係る手続のオンライン申請の環境整備や、住民票、印鑑証明などのコンビニ取得を可能とするなどの取組みを実施してきました。今後こうした取組みをさらに拡大・推進していくために、どのような施策をいつまでに実現するかといったことを体系的に規定する北茨城市の「デジタル化推進計画」といったものをなるべく早期に策定することとし、その計画に基づき、市全体としてデジタル化の一層の推進を図っていきます。

**問** デジタル化の恩恵について伺う。

**市長公室長** 大きくは行政の効率化と市民利便性の向上が掲げられます。

地域課題の解決として、新しい技術を活用して、今までできなかったことができるようになるといった取り組みもいろいろ考えられるかと思いますが、そういったことを総合的に組み合わせながら、どこまでできるのかというのを今後検討していければと考えています。

(他に、旧華川中学校の跡地利用、雨情の里スポーツ広場、安全なまちづくりについて質問)

## コロナワクチン接種について

豊田 弘俊

**問** 4回目の接種について伺う。  
市民福祉部長 3回目接種日から5ヶ月が経過した60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となります。

**問** 医療従事者や介護従事者の方への接種について伺う。  
市民福祉部長 今回の4回目接種は、重症化を予防することを目的としています。そのため、医療従事者、介護従事者の若い基礎疾患のない方は対象ではありません。

**問** 今後のスケジュールについて伺う。  
市民福祉部長 3回目接種日から5ヶ月が経過する前に接種券を送付します。同封の案内チラシにより接種予約を取り、接種は、市内医療機関では7月上旬から中旬にかけて、また、市民体育館での集団接種は、7月7日(木)から開始予定です。

**問** 接種会場について伺う。  
市民福祉部長 個別接種は、市内医療機関11箇所、集団接種会場は市民体育館を予定しています。

### タイムライン防災について

**問** 市の取り組み方について伺う。  
総務部長 地域防災計画に基づき、一連の防災行動を適切に実施することとしていますが、さらに、時間軸の明確化のために、現在、水害に係る住民避難に着目したタイムラインの作成に取り組んでいます。完成次第、広報紙や

HPなどで周知します。

**問** いつ完成するのか伺う。  
総務部長 早ければ6月中旬に、遅くても7月中には作成を完了していきます。

**問** 市民への取り組み方について伺う。  
総務部長 台風などの風水害から適切に避難できるよう、市民一人ひとりの防災行動計画であるマイタイムラインの作成は重要と考えています。これまでも洪水想定区域の自主防災組織を対象に作成講座の開催、また、広報紙やHPによる周知啓発を行ってきました。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、作成講座の開催は見合わせていますが、今後の市内の感染状況を見極めながら実施していきます。

また、今後、マイタイムライン作成への普及促進に努めていきます。

本年度、総務課内に新たに危機管理室を設置しました。防災体制の強化とともに、マイタイムラインの普及など市民の安全安心につながる取組みを推進していきます。

### 小中学校の暑さ対策について

**問** 児童生徒の暑さ対策について伺う。  
教育部長 エアコンの適正な活用や児童生徒が水筒を持参し、自らの判断での水分補給、また各小中学校には、暑さ指数計を設置、計測した値で、即時に屋外運動の制限措置を講ずるなど、注意喚起に努めています。

## 永年勤続で表彰

令和4年度、全国市議会議長会、茨城県市議会議長会より表彰されました。



松本正春議員  
在職10年以上  
全国市議会議長会



滝 広嗣議員  
在職15年以上  
全国市議会議長会  
茨城県市議会議長会



前田利勝議員  
在職25年以上  
全国市議会議長会  
茨城県市議会議長会



大平博之議員  
在職45年以上  
全国市議会議長会  
茨城県市議会議長会



## 第1回市議会臨時会提出議案の審議結果

令和4年第1回市議会臨時会は、4月28日の1日間の会期で開催されました。

提出された議案は、北茨城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例など3件です。可決された北茨城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例は、市議会議員政治倫理審査会の設置や市民の審査請求権を規定する等の改正をするものです。

議案番号	件名	議決の結果
議会議案第5号	北茨城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	可決
	北茨城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例に対する修正案	否決
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて	承認
	専決第2号 北茨城市市税条例の一部を改正する条例	
	専決第3号 北茨城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第30号	北茨城市一般会計補正予算(第1号)	可決

## 第1回市議会臨時会 賛否のわかれた議案などの採決結果について

賛否のわかれた議案などの採決結果について、各議員の賛否の状況を掲載します。

議員名(議席順)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	審議結果
	沓澤和彦	滝文裕	鈴木卓實	和田喜武	柴田キクエ	熊田栄	上神谷英典	松本正春	今井路江	滝広嗣	豊田弘俊	蛭田千香子	鈴木啓一	鈴木和栄	鈴木康子	前田利勝(議長)	豊田海洋	鈴木信男	大平博之	
議案などの番号																				
議案第5号	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	可決
議案第5号修正案	●	●	○	●	●	●	●	○	○	●	○	○	○	●	○	●	●	○	○	否決
議案第29号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	—	○	○	○	承認

○賛成 ●反対 ※議長は可否同数の場合を除き、採決に加わりません。

## 全員協議会 4月28日開催

4月28日は、事務局から議会議案第5号「北茨城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例」の説明、執行部からは、「専決処分の承認」など議案2件の説明とコロナ感染状況及びワクチン接種状況などについて報告がありました。

## 動議の提出・質疑

4月28日、鈴木康子、鈴木啓一、鈴木信男議員は、議会議案第5号「北茨城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例」に対し修正動議を提出しました。代表して鈴木康子議員より修正動議の説明をおこない、蛭田千香子議員は質疑をおこないました。

## 討論

4月28日、鈴木康子議員は議案第29号専決第3号について、反対討論をしました。

## 第2回定例会提出議案の審議結果

令和4年第2回定例会は、6月2日から17日までの16日間の会期で開催されました。  
提出された議案は、令和4年度北茨城市一般会計補正予算など10件。結果は次のとおりです。

議案番号	件名	議決の結果
報告第1号	令和3年度北茨城市一般会計継続費繰越計算書について	—
報告第2号	令和3年度北茨城市一般会計繰越明許費繰越計算書について	—
報告第3号	令和3年度北茨城市一般会計事故繰越し繰越計算書について	—
報告第4号	令和3年度北茨城市水道事業会計予算繰越計算書について	—
議案第31号	専決処分の承認を求めることについて	承認
	専決第4号 令和4年度北茨城市一般会計補正予算（第2号）	
議案第32号	副市長の選任について	同意
議案第33号	監査委員の選任について	同意
議案第34号	土地改良事業の計画の概要について	可決
議案第35号	北茨城市市税条例等の一部を改正する条例	可決
議案第36号	北茨城市国民健康保険税条例及び北茨城市介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第37号	北茨城市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第38号	令和4年度北茨城市一般会計予算（第3号）	可決
議会議案第6号	北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射に抗議する意見書の提出について	可決
議案第39号	中郷第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約の締結について	可決
議会報告第2号	請願・陳情の報告について 請願3 詳細は13～14ページ	一部採択

### 第2回定例会 賛否のわかれた議案などの採決結果について

賛否のわかれた議案などの採決結果について、各議員の賛否の状況を掲載します。

議員名(議席順)																				審議結果
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
議案などの番号	沓澤和彦	滝文裕	鈴木卓實	和田喜武	柴田キクエ	熊田栄	上神谷英典	松本正春	今井路江	滝広嗣	豊田弘俊	蛭田千香子	鈴木啓一	鈴木和栄	鈴木康子	前田利勝(議長)	豊田海洋	鈴木信男	大平博之	
議案第31号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	●	○	承認
請願3(3)①	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	採択
請願3(3)②	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	採択
請願3(3)③	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	採択
請願3(3)④	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	採択

○賛成 ●反対 ※議長は可否同数の場合を除き、採決に加わりません。



## 請願・陳情の審査結果

### 一部採択となったもの

請願3 令和3年2月25日公布された「北茨城市議会議員政治倫理条例」(以後「新条例」とする)の第3条1項1号に抵触する、代表が元市職員のKさん・理事に大平議員やT元市議他2名・監査に蛭田議員とS前市議が令和2年度(令和4年度整備分)特別養護老人ホーム整備運営事業者への補助金を受けようとした行為は、設置場所の登記簿を見れば見る程、市民としては大きな疑義を感じ、関係者の良識ある対応を求め、第4条1項に抵触する鈴木啓一前議長が市民に対し行った調査請求書の却下や、豊田弘俊前副議長や蛭田前議運副委員長が市民を脅す等、調査対象8人の議員の理不尽な言動に対する公平・公正な対応を求め、第4条2項に抵触する広報誌「北茨城市議会だより」No.97・99・100号の虚偽記載や市民の名誉を傷つける記事に対し、謝罪と訂正を求める請願。

請願3①	願	意	議決の結果	採 択
	2月25日、3月3日、10日、17日の議運4回の記載ですが3月19日と25日が抜け落ちています。豊田弘俊副議長、蛭田議運副委員長は3月10日と3月25日の2回が欠席で、3月25日の議運で今井議運委員から「(蛭田)副委員長ともあれしてください、いつも欠席になったのでは意味がないですから」と信じがたい指摘を受けている蛭田議運副委員長・編集委員の記事です。			
②	願	意	議決の結果	採 択
	蛭田議運副委員長は「市民には様々な権利が確保されている。不備があり、適切な運用を図ることができない限り廃止すべき」との記載は「政務活動費について疑惑があると審査請求が出ているが、市民には242条の住民監査請求の権利があり、住民監査請求をやっているわけで、その上にまたこちらの審査会。議会とはまた別の審査会でそのことを論じたら、私は審査会が監査局に対しての越権行為になると思う。結果がでていながらも1回審査する。これはやっちゃいけないと思う」(住民監査は議員を調べられず、身勝手な誤った批判は避けて下さい)に対し、上神谷委員は「その考え方からすると今までやってきたことはすべて越権行為だと否定することになりますよね」蛭田議運副委員長「私は広義に監査請求が出て監査されているものに関しては私はそう思う、はっきり言って」鈴木弥太郎議員から「(前略)個人名に直結してしまうような事象のところについては避けて頂きたい。委員長いかがでしょうか」鈴木信男議運委員長「はい」蛭田議運副委員長「すみません、いすぎました」とのやりとりがあり、上記の主張は蛭田議運副委員長の個人の主張で「市議会だより」の編集委員である立場の方が、広報誌「市議会だより」に専門家から不備や運用の問題を指摘されており事実と反する記載は、鈴木康子副編集長と蛭田千香子議運副委員長や大平議員の誤った主張であり編集委員が、事実ではない事を主張し記載して、市民の名誉を傷つけ、市民の権利を奪う条例廃止の暴挙を、正当化しようとの身勝手な内容での記載は市民の名誉を傷つけた重大な責任問題と訴えます。			
③	願	意	議決の結果	採 択
	広報誌「市議会だより」No.99号議会運営委員会の記事で、委員長報告の提案理由で、冒頭の「議会運営委員会におきまして」の肝心の箇所を記載せず「現在の(中略)結論に達し」続く「本条例の廃止に当っては市民の皆様にご不便をおかけする期間が生じる事から、その点に十分に考慮し」は「議会会議規則」第39条第4項「委員長の報告及び少数意見者の報告は、自己の意見を加えてはならない」に抵触する自己の意見を加えた問題発言であるも、語るに墜ちるで「市民に迷惑をかける」としっかり認識され、改正で済む案件で、条例廃止は必要のない自己保身の完全な暴挙で、発言者の鈴木信男議運委員長、それを広報誌「市議会だより」No.99号で自己に都合の良い記事や虚偽記載で市民の名誉を傷つけた蛭田議運副委員長、また会議で一言も発せず、蛭田議運副委員長と共に3月10日、3月19日の議運を欠席し、その記事の誤りを正さずに認め「市議会だより」No.100号の編集会議でも訂正を拒否した、豊田弘俊編集委員長や鈴木康子副編集長の責任も重大です。			
④	願	意	議決の結果	採 択
	鈴木啓一議長の提案理由にない、広報誌「市議会だより」議会運営委員会④で「過去に規定様式に満たない署名簿(中略)必要条件、様式については条例・規則に明記すべき」と条例の施行規則第5条に則り、議会事務局から示された書式で提出した文書を、今迄に指摘すらもなく唐突に、いかにも市民に落ち度があるが如く非難し、市民の名誉を傷つけ署名集めを妨害する発言を「市議会だより」No.99			

号への記載を認めた鈴木康子副編集長の責任も重大で、広報誌である「市議会だより」No.99号、100号を利用して、市民の名誉を傷つける内容で配布した責任の謝罪文と訂正記事を重ねて求めます。  
 ※施行規則に反する領収書不足や実態のない議員の立場を利用しての不当・不正な受給は第3条1項1号に抵触し、返還で済む事ではなく、返還した議員や未返納の議員が正しく、それを指摘した市民が悪人と受け取れる「条例廃止」や「市議会だより」No.99号の記事で、署名に協力した市民に、協力を求めた市民が過ちを犯したと思わせ、市民が誰であるかを簡単に特定でき名誉を傷つける記載内容は許せる事ではありません。

## 継続審査となったもの

請願5 鈴木啓一前議長他の署名簿に対する理不尽な越権行為他・豊田弘俊前副議長が講師と称する「消えゆく自治体」の著者はおらず疑惑を指摘するも、その疑義には答えず、警察へ電話を掛けて市民を脅した行為他・蛭田千香子前議運副委員長は市民の指摘に自己保身を図り、回答書を使い嘘の指摘で、市民に対し名誉毀損と圧力を加えた行為他・大平博之議員はM氏を使い、市会議員数人に対し、住民監査請求を行った行為他、問題のハラスメントや人道・倫理に背いた行為について、特別委員会を設け、真相を解明し責任の所在を明らかにする対応や市民の権利回復を求める請願。

北茨城市磯原町木皿991 代表 柴田克彦 他9名

### 令和3年度請願3「議会だより」No.99号の記事に対する謝罪と訂正

「市議会だより」No.99号に記載された議会運営委員会の報告記事(執筆者当時の蛭田千香子議会運営委員会副委員長)について、政治倫理特別委員会や会議録等で精査した結果、請願者のご指摘通り以下の誤りが確認され、訂正し謝罪いたします。

1. 議会運営委員会の「開催回数4回」との記載は誤りで「6回の開催」が確認され、「開催回数は6回」と訂正いたします。なお、当時の豊田弘俊編集委員長、蛭田千香子議会運営委員会副委員長はご指摘の通り、令和2年3月10日・25日の2回欠席でした。
2. 政治倫理条例について「専門家からの不備や運用の問題を指摘されており」との記載は、議決権のない令和2年3月17日の連合審査会(総務委員会と議会運営委員会)で当時の大平博之総務委員等が主張したことであり、鈴木康子副編集長や蛭田千香子議会運営委員会副委員長の主張で、明確な根拠がなく「専門家からの指摘があった」とは確認されず、事実と異なる記事であり、訂正いたします。
3. 当時の鈴木信男議会運営委員会委員長報告の「本条例(政治倫理条例)の廃止に当たっては、市民の皆様にご不便をおかけする期間が生じることから、その点に十分配慮し」との発言記事については、ご指摘通り、会議中の記録はなく、議会会議規則第39条4項「委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意思を加えてはならない」に反する報告や記載であり、議員として誤った対応と確認し訂正いたします。
4. 「規定様式に満たない署名簿(政治倫理審査会開催要求)を添付して審査請求が提出されて受理している」との記載は、会議での記録はなく、規定様式に満たない署名簿を受理した事実もなく、当時の蛭田千香子議会運営委員会副委員長の誤った記事と確認し「規定様式に則った署名簿の提出であり対応でした」と訂正いたします。

今回の記事訂正は、市民の皆様からご指摘があり「市議会だより」No.100号の編集会議で、上神谷英典編集長が記事の訂正を求めるも、当時の豊田弘俊編集委員長、鈴木康子副編集長、蛭田千香子編集委員が訂正を認めず、掲載された結果であります。

今後は、このような事を繰り返さぬよう今迄以上に執筆者自身と編集委員会が責任を持って、正確に伝える事に徹し、市民の皆様への信頼回復に努めて参る事をお約束いたしますと共に、お詫び申し上げます。

## 全員協議会 6月2日、6月17日開催

6月2日は、事務局から「議員互助会決算」や「陳情に類する要請書」などについての報告、執行部からは「ウクライナ避難民への支援パッケージについて」、「(仮称)旧華川中学校スポーツパーク整備事業」などについて報告がありました。

6月17日は、事務局から「北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射に抗議する意見書の提出について」の追加議案の説明、執行部からは「ウクライナ支援特別講演実施(案)について」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について」などの報告がありました。



## 討論

6月17日、鈴木康子議員は、議会報告第2号のうち請願3について反対討論をしました。また、柴田キクエ議員は議会議案第6号について賛成討論をしました。

## 特別委員会（政治倫理特別委員会）

5月19日、6月17日に請願3、請願5を審査するため、全議員19名を委員とする政治倫理特別委員会が開催されました。今委員会では協議の末、請願3を一部採択とし、「議会だより」No.99号の記事に対する謝罪と訂正を載せることに決定しました。

請願5については協議の末、継続審査とすることが決定しました。

## 意見書の提出

6月17日に、議員提案で次の意見書が提出され、本会議で可決されました。なお、意見書は関係大臣等に対し送付されました。

「北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射に抗議する意見書」

## 一般会計6月補正予算の主な内容

（令和4年5月18日付、専決による補正予算第2号を含む）

### 子育て世帯生活支援特別給付金事業

**5613万円**（専決）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する。

### 新型コロナウイルスワクチン接種事業

**1147万5千円**（専決）

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の実施に伴い、集団接種等に係る事業費の増額を行う。

### 市有財産管理事業

**90万8千円**

市有地払下げ等による不動産鑑定委託料を増額する。

### ウォーキングロード整備事業

**400万円**

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、当市の海の魅力を体験できる新たな交流資源などとして、磯原町沿岸部のウォーキングロードを整備するための設計委託料を計上する。

### ウクライナ避難者支援事業

**391万3千円**

ロシアによる侵攻により、ウクライナから日本への避難を余儀なくされ、当市滞在を希望するウクライナ避難者の受け入れに要する経費を計上する。

### （仮称）旧華川中学校スポーツパーク 整備事業

**500万円**

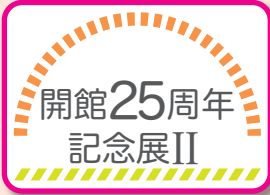
新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、市民の健康づくりの機会の確保及び世代間交流を促進するための環境整備として、旧華川中学校跡地を利活用し、スケートボード場及びグラウンドゴルフ場を整備するための設計委託料を計上する。

### 表紙の解説

《旧磯原地区から天妃山を望む》

津波対策として整備された大北川の河川堤防に、ウォーキングロードの新たな整備計画を決定しました。今回の整備では約1.5kmを予定しており、現在までに整備された「磯原ウォーキングロード」と「はなぞのがわウォーキングロード」をあわせると約5.5kmになります。

長い距離から短い距離まで歩く人にあわせたコース選びができるのではないのでしょうか。



## 「並河靖之の雅な技 世界を魅了した明治の京都七宝」

令和4年7/9日～9/25日

休館：月曜日【ただし9月19日は開館】

深い黄緑色の地に色とりどりの蝶が舞い、その周囲を囲むように薄紅色の桜の花が咲き乱れています。穏やかな春の光景を思わせる優美な一枚の平皿。今回ご紹介するのは、並河靖之作《桜蝶図平皿》です。本作に登場する色彩豊かで繊細な文様の蝶は、並河が得意としたモチーフのひとつで、多くの作品に登場します。その優雅な姿は、見る者を魅了し、日本のみならず、海外のコレクターをも虜にしました。

並河は、有線七宝の名手として明治から大正にかけて活躍した京都の七宝作家です。弘化2(1845)年、川越藩士の高岡九郎右衛門の三男として京都に生まれ、その後、青蓮院の宮侍並河靖全の養子となりま<sup>やすまさ</sup>す。明治6(1873)年から七宝の試作をはじめ、翌年には尾張の桃井英<sup>もものい</sup>升から七宝技法を学びます。繊細な技法と釉薬の開発・改良などで高い評価を受け、万国博覧会をはじめ、国内外で数々の受賞を重ねます。そして明治29(1896)年に帝室技芸員に任命され、当代一流の工芸家としての地位を確立します。



並河靖之「桜蝶図平皿」  
明治期 京都国立近代美術館蔵

本展覧会では、並河靖之の初期から晩年までの作品を一堂に展示するとともに、同時代の七宝作家や交流があった日本画家の作品も併せて展示し、並河靖之の人となりをご紹介します。

(主査 村木 正英)

### 令和4年第3回定例会日程(予定)

令和4年第3回定例会は、9月6日から9月27日までの22日間の予定です。

- 9月6日(火) 本会議(議案説明など)
- 9月12日(月) 本会議(一般質問)
- 9月13日(火) 本会議(一般質問)
- 9月14日(水) 産業建設委員会(議案審査)
- 9月15日(木) 文教厚生委員会(議案審査)
- 9月16日(金) 総務委員会(議案審査)
- 9月20日(火) 決算特別委員会(一般会計・特別会計)
- 9月21日(水) 決算特別委員会(特別会計・企業会計)
- 9月27日(火) 本会議(採決など)

#### ●議会だより編集委員会委員●

委員	長	滝	広	嗣
編集	長	上神谷	英	典
副編集	長	和田	喜	武
委員		鈴木	康	子
委員		鈴木	卓	實
委員		滝	文	裕
委員		沓	澤	彦

### 編集後記



新人議員としてコロナ禍の中で一年目を終えました。ワクチン接種によって感染拡大の抑止効果が見られたものの収束には至らず、感染対策を継続しています。今年には梅雨時期が短く、例年なら雨が続く時期に、真夏と思える最高気温35℃以上の猛暑日が続き、暑さによる熱中症の患者が増えました。コロナ感染対策に加え、熱中症にも腐心しながら油断できない夏はまだ続きます。同時に、夏は『災害の夏』でも

あります。暑さ、台風、洪水、土砂崩れ、連鎖して人を野山を容赦なく襲います。昨年熱海の土石流災害から多くを学びました。いつも目にする景観に違和感を覚えたなら迷わず通報することも重要です。行政と一体となって災害を未然に防ぐことこそ最大の防止力とあります。皆様の協力を得ながら議会も安心安全なまちづくりを目指します。

(鈴木卓實 記)